

第26期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年7月11日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都港区新橋3丁目20番1号
TOWAJ'Sビル（本社ビル）
8階 J'Sホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。）

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

郵送又はインターネットによる議決権行使期限

2025年7月10日（木曜日）午後5時

目次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	18
計算書類	30
監査報告	32
株主総会会場ご案内図	末尾

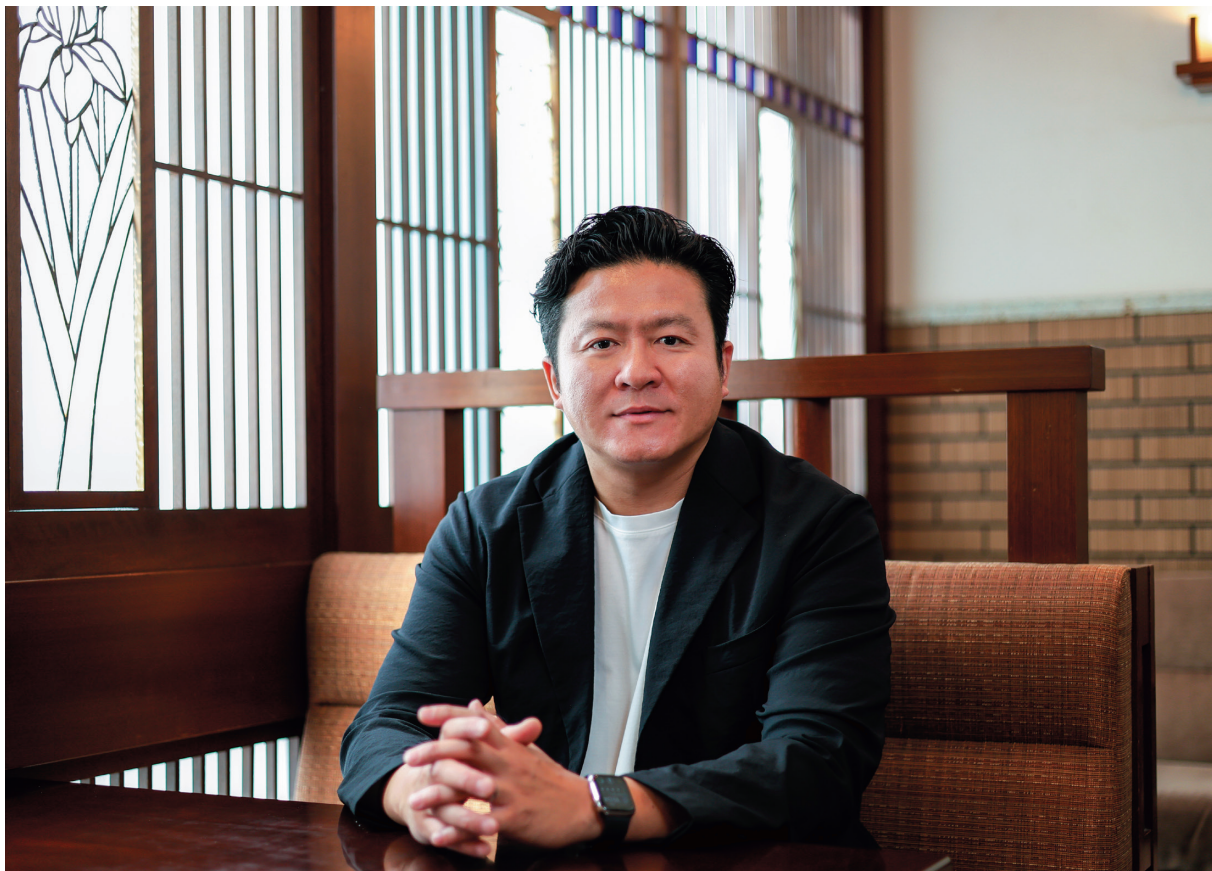


本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/3329/>



東和フードサービス株式会社

証券コード：3329



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第26期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

長引く不安定な国際情勢や物価高騰、異常気象や人手不足など、厳しい経営環境が続いておりますが、常に変化に対応できるよう進化し、持続的な成長を果たすべく今期も取り組んでまいります。引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2025年6月
代表取締役社長CEO
岸野 誠人

証券コード3329

2025年6月24日

株 主 各 位

東京都港区新橋3丁目20番1号

東和フードサービス株式会社

代表取締役社長CEO 岸野 誠人

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.towafood-net.co.jp/>
（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主の皆様へ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東和フードサービス」又は「コード」に当社証券コード「3329」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年7月10日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月11日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋3丁目20番1号
TOWAJ'Sビル（本社ビル）8階 J'Sホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第26期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第3号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

【ご注意事項】

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項（事業報告のうち次の①～⑧、計算書類のうち⑨）を除いております。
 - ① 財産および損益の状況の推移
 - ② 主要な事業内容（2025年4月30日現在）
 - ③ 主要な事業所（2025年4月30日現在）
 - ④ 主要な借入先（2025年4月30日現在）
 - ⑤ 従業員の状況（2025年4月30日現在）
 - ⑥ 会社の株式に関する事項（議決権基準日：2025年4月30日現在）

- ⑦ 会社の新株予約権等に関する事項
- ⑧ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ⑨ 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。

- ◎総会当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎お土産および株主様控室のご用意はございません。
- ◎本株主総会会場においては節電および環境への配慮から、会場内の空調を調整させていただきます。これに伴い、当社役員およびスタッフは軽装にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席ください。
- ◎株主総会決議ご通知は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年7月11日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年7月10日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年7月10日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトに
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

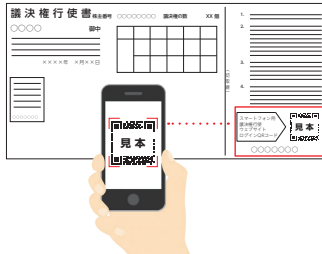
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

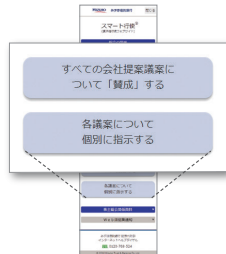
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

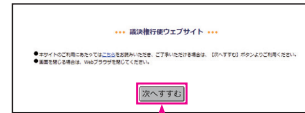
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

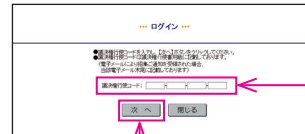
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

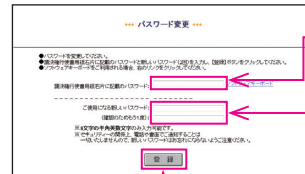
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

なお、2025年7月7日(月曜日)午前0時から午前5時までシステムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイト及び「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）4名全員は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関として社外役員が過半数のメンバーで構成される任意の指名報酬委員会にて審議し、取締役会に答申され決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番 号

1

岸 野 誠 人

(1977年10月13日生)

所有する当社の株式数
790,800株

再 任

在任年数 9年

取締役会出席回数
11回／11回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年 5 月 東和産業株式会社取締役
2006年 5 月 誠香インベストメント株式会社代表取締役社長（現任）
2006年 7 月 東和アミューズメント株式会社取締役
2009年 6 月 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長（現任）
2010年 7 月 東和産業株式会社代表取締役社長（現任）
2016年 7 月 当社取締役
2018年 7 月 代表取締役社長
2018年12月 株式会社クローバートーフ代表取締役社長（現任）
2019年 5 月 代表取締役社長CEO（現任）

取締役候補者とした理由

岸野誠人氏は、取締役就任以降、環境の変化に対応すべく収益性の向上や合理化を図りながら持続的な成長戦略にリーダーシップを発揮しております。また代表取締役として経営全般の指揮をとり、豊富な知識と経験を有しております。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

菅 野 政 彦

(1958年1月6日生)

所有する当社の株式数

16,000株

再任

在任年数 23年

取締役会出席回数
11回／11回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年 7 月 取締役総務・人事グループ担当
2004年 7 月 取締役執行役員営業本部副本部長
2006年 4 月 取締役常務執行役員営業本部副本部長
2008年 6 月 営業本部長安全安心推進室担当
2009年11月 取締役専務執行役員
2017年 5 月 成果推進本部長（現任）
2018年 2 月 代表取締役
2020年 7 月 代表取締役副社長（現任）

■取締役候補者とした理由

菅野政彦氏は、主に営業面を統括する成果推進本部長として収益性ならびにQSCの向上に努めながら組織運営と人材育成に能力を発揮しております。当社の企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

長 谷 川 研 二

(1975年3月26日生)

所有する当社の株式数

700株

再任

在任年数 5年

取締役会出席回数
11回／11回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 4 月 東和産業株式会社入社
2012年 4 月 当社へ転籍
2014年 4 月 総務人事グループ部長
2015年11月 執行役員
2018年 2 月 常務執行役員管理本部部長
2018年12月 IR・PR推進室ゼネラルマネージャー
2020年 7 月 取締役執行役員管理本部部長（現任）

■取締役候補者とした理由

長谷川研二氏は、管理本部長として当社の戦略にあわせた人財の採用や総務・法務・ISO推進等、管理体制の強化に努めてまいりました。またステークホルダーに対するIR・PR活動を統括しております。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4

かみ むら たつ や
上 村 達 也

(1973年1月7日生)

所有する当社の株式数

1,100株

再 任

在任年数 1年

取締役会出席回数
9回／9回

・ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年 4 月 東和産業株式会社フードサービス事業部（現当社）入社
2002年 9 月 驛舎珈琲店（現：椿屋珈琲新橋茶寮）店長
2006年10月 椿屋珈琲新宿茶寮 エリア店長
2007年 4 月 椿屋珈琲新宿茶寮 スーパーバイザー
2012年 2 月 椿屋珈琲グループ チーフスーパーバイザー
2017年 5 月 執行役員
2024年 5 月 成果推進本部部長
2024年 7 月 取締役執行役員成果推進本部部長（現任）

■取締役候補者とした理由

上村達也氏は、長年にわたり店長としての店舗経営やスーパーバイジングを経て、取締役として会社業績を牽引する椿屋珈琲グループの基準構築、人材育成、経営環境にあわせた業務改善など、体制強化に努めてまいりました。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役（監査等委員である取締役を含む）等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役（監査等委員である取締役を含む）もD&O保険契約の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年7月28日開催の当社第23期定時株主総会において、月額10百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)とご承認をいただいております。

今般、役員報酬の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記報酬枠の範囲内で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に對して支給する報酬の総額は年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の監査等委員でない取締役は4名ですが、本株主総会で第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は同じく4名となります。

対象取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分をする方法
- ② 対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法

2. 対象取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に對して発行又は処分する普通株式の総数は年4,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、上記①の方法による場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、その

発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにいたします。また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てます。また②の方法による場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定いたします。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

３．対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

（３）無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

（４）株式の無償返還等

当社の会社業績が著しく低迷した場合、又は対象取締役に法令や社内規程の違反行為があった場合には、当社の取締役会の決議等の社内手続を経た上で、対象取締役に對し、対象取締役に割当てられた本

割当株式又は譲渡制限が解除された当社の普通株式の全部又は一部を無償で返還を請求すること、あるいは本割当株式又は譲渡制限が解除された当社の普通株式の相当額を対象取締役に請求することができます。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2022年7月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告2. 会社役員に関する事項（3）取締役の報酬等（注）3.役員報酬等の内容の決定に関する事項に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。

また、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年4,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.05%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、本株主総会において本制度の導入が承認可決されることを条件に、当社の執行役員に対しても上記譲渡制限付株式報酬制度と同様の制度を導入する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2022年7月28日開催の当社第23期定時株主総会において、月額3百万円以内とご承認をいただいております。

今般、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下、「対象監査等委員取締役」という。）に対して、株主の皆様との利害共有意識を醸成するとともに、企業価値の毀損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記報酬枠の範囲内で、対象監査等委員取締役に對し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象監査等委員取締役に對して支給する報酬の総額は年額2百万円以内といたします。また、各対象監査等委員取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議において決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名であり、対象監査等委員取締役は1名）となります。

対象監査等委員取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象監査等委員取締役は、原則として毎事業年度、監査等委員である取締役の協議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象監査等委員取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分をする方法
- ② 対象監査等委員取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法

2. 対象監査等委員取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象監査等委員取締役に對して発行又は処分する普通株式の総数は年300株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、上記①の方法による場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象監査等委員取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報

酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにいたします。また、上記の譲渡制限付株式は、対象監査等委員取締役が、下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てます。また②の方法による場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象監査等委員取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。また、上記金銭報酬債権は、対象監査等委員取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

3. 対象監査等委員取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象監査等委員取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象監査等委員取締役は、本割当株式の払込期日から当社の監査等委員取締役に退任する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象監査等委員取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の監査等委員取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象監査等委員取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象監査等委員取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 株式の無償返還等

当社の会社業績が著しく低迷した場合、又は対象監査等委員取締役に法令や社内規程の違反行為があった場合には、当社の取締役会の決議等の社内手続を経た上で、対象監査等委員取締役に對し、対象監査等委員取締役に割当てられた本割当株式又は譲渡制限が解除された当社の普通株式の全部又は一部を無償で返還を請求すること、あるいは本割当株式又は譲渡制限が解除された当社の普通株式の相当額を対象監査等委員取締役に請求することができます。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2022年7月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告2. 会社役員に関する事項（3）取締役の報酬等（注）3.役員報酬等の内容の決定に関する事項に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。本制度は、株主の皆様との利害共有意識を醸成することによって企業価値の毀損防止へのインセンティブを与えるものであり、業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保する目的に資するものであるため、相当なものであると判断しております。また、当社が対象監査等委員取締役に對して発行又は処分する普通株式の総数は年300株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は、0.01%未満と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象監査等委員取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象監査等委員取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

【ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、常勤取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬と、事業年度ごとの業績に連動する業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみ支給します。また、基本報酬と業績連動報酬等の合計額は、各事業年度の経常利益額の9%を上限とします。

2. 基本報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月額固定の金銭報酬とし、役位、職責、および担当職務、各期の業績とそれに対する貢献度のほか、当社従業員給与の水準、同業他社の水準や一般統計情報に基づく業界全体の水準等を総合的に勘案して算定した個人別の固定報酬の額を、社外取締役を含む指名報酬委員会で審議・検討の上で、取締役会に上程します。

3. 業績連動報酬等内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

常勤取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を高めるため、業績指標(KPI)を反映した金銭報酬とします。目標となる業績指標とその値は適宜環境の変化に応じて見直しを行うものとし、過去の支給実績を踏まえて算出された額を基礎とし、各取締役の基本報酬や役位、職責等を総合的に勘案して算定した個人別の報酬額を、社外取締役を含む指名報酬委員会で審議・検討の上で、取締役会に上程します。

4. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式は原則毎年付与します。

なお、これら非金銭報酬等の金額、株数などについては、当社の業績、役位、職責、在任年数などを総合的に勘案の上、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定します。監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役の協議の上、取締役会で決定します。

5. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤取締役の種類の報酬割合については、当社の業績水準および当社と同業種、同規模である他社をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類の報酬案を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

なお、報酬の種類の割合については、常勤取締役の場合、原則、金銭報酬を9割程度、非金銭報酬を1割程度とし、当社の業績、役位、職責、在任年数などを総合的に勘案の上、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定します。

以上

【ご参考】スキルマトリックス

健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し、中期経営計画の実現に向け、当社取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を発揮するために、特に期待する分野を項目で分けております。

各取締役の知識・経験・能力に基づき、特に期待するスキル・経験に●を入れたものが下記の一覧のとおりです。したがって、各人の有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

氏名	企業経営	財務・会計	法務・ガバナンス	人事・労務	営業・オペレーション	商品・業態開発	店舗開発	教育・人材開発	生産・物流	IT・DX	環境・SDGS	リスク管理・BCP
岸野 誠 人	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
菅野 政 彦	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●
長谷川 研 二	●	●	●	●				●			●	●
上 村 達 也	●		●	●	●			●				●
根 本 勇 也	●	●	●	●	●			●		●		●
二 宮 類四郎	●	●	●		●							●
興 石 正 博	●	●	●									●

以 上

事 業 報 告

（ 自 2024年 5 月 1 日 ）
（ 至 2025年 4 月30日 ）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当26期の業績は、売上高128億12百万円（前期比103.5%）、営業利益は10億62百万円（前期比106.6%）、経常利益は10億99百万円（前期比104.7%）となり、当期純利益は7億20百万円（前期比102.3%）となりました。

当26期の国内経済においては企業収益や雇用環境の改善が進み、全体としては回復基調となりました。体験価値を提供する観光、サービス、外食産業においては個人消費の持ち直しとインバウンド需要の高まりが下支えとなり、当期の売上高は過去最高を記録しました。しかしながら不安定な国際情勢や天候不順を背景に原材料とエネルギー価格の高騰は未だ続いており、長期化する物価高騰は国内の消費意欲を減退させる理由にもなり、客数確保とコスト抑制は引き続き重要な経営課題となっております。

このような環境下、当社では「インフレ・人手不足の対応」というテーマに沿って諸施策を進めてまいりました。

食材価格の高騰に対して、店舗で発生する廃棄ロスを分析し、レシピと調理手順の確認を実施したうえで適正使用量の再徹底を行いました。当26期に新たに導入した原価管理システムではタイムリーな原価管理が可能となります。業態ごとのメニューレシピの登録や棚卸データの連携を進めており、対応完了後はこれまで行っていたデータ入力や報告業務が自動化され、より店舗営業に注力できる体制となります。

人手不足の対応に関しましては、新しい研修制度の構築を進め、本社ビルに新設した研修センターにおいて新人キャスト全員の導入研修を本部接客トレーナーが実施しております。これまで店長が行っていた事務手続きや連絡、初期教育等の体制を研修センターに移行したことで、キャストは統一された基準のもとに勤務開始できるようになり、店舗ではオペレーションの精度向上や業務効率化に繋がる問題発見、クリンリネスの強化など、サービスの均一化が進んでおります。採用事務においてもW E B化を進め、入社手続きの時間短縮、ペーパーレス化によるコスト削減なども実現いたしました。今期は研修センターの活用をさらに進め、入社後のフォロー研修、時間帯責任者研修ほか、キャスト自身の成長機会を数多く設けられるようにランクアップ制度とリンクさせて人材育成と定着を進めてまいります。

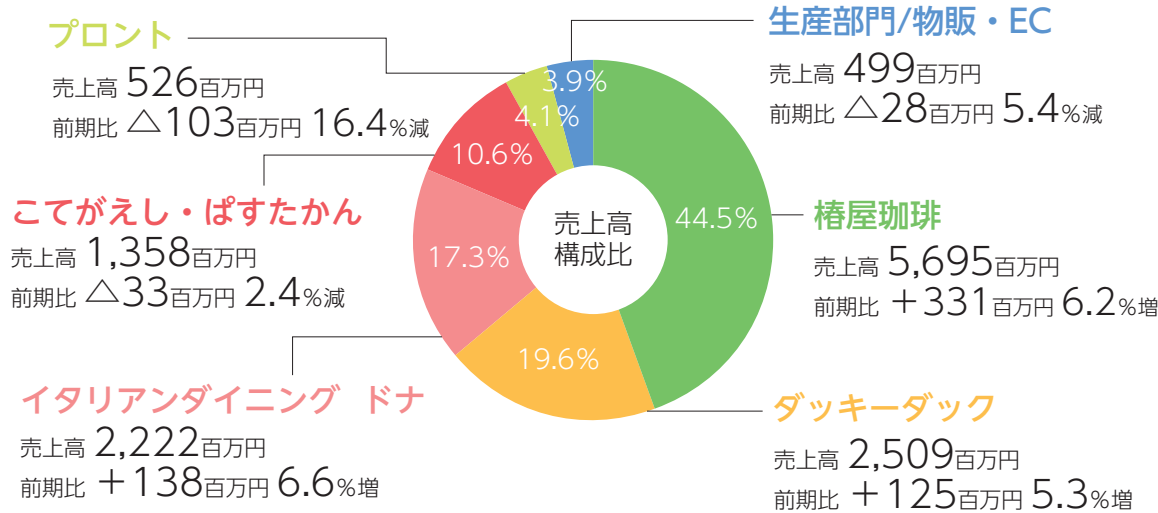
福利厚生制度では、定着率向上を目的として子育て世代への手当支給や資格取得時の経済的支援を拡大するなど、持続可能な制度改定を実施しております。

さまざまな取組みを推進したことで、社員の年間休日は118.2日（前年比3.2日増）、平均時間外勤務時間は16.9時間（前年比69.0%）となり、7.6時間削減出来ました。引き続き労務環境の改善を進めてまいります。

新規創店につきましては「椿屋珈琲吉祥寺茶寮」「椿屋珈琲焙煎所&カフェ」「イタリアンダイニングDONA新宿紀伊國屋店」の3店舗を出店いたしました。

また新たな取り組みとしてケーキ予約サイトを新設いたしました。事前のネット注文が可能となり、ご予約時のお客様の負担軽減と店舗業務の効率化にも繋がりました。特にバースデーケーキや子供の日、母の日などのアニバーサリーケーキのご予約が好評です。

部門別売上実績



	区 分	第25期 (2024年4月期)	構成比	第26期 (2025年4月期)	構成比	前期比
		千円	%	千円	%	%
	椿 屋 珈 琲	5,364,220	43.3	5,695,965	44.5	106.2
	ダ ッ キ ー ダ ッ ク	2,384,376	19.3	2,509,813	19.6	105.3
	イタリアンダイニング ドナ	2,083,722	16.8	2,222,249	17.3	106.6
	こてがえし・ぱすたかん	1,392,736	11.2	1,358,933	10.6	97.6
	プ ロ ン ト	629,303	5.1	526,194	4.1	83.6
生 産 部 門 / 物 販 ・ E C		528,163	4.3	499,810	3.9	94.6
合 計		12,382,521	100.0	12,812,967	100.0	103.5

部門別の概況につきましては、以下のとおりです。

『椿屋珈琲グループ』（期末店舗数52店舗 増減なし）

椿屋珈琲グループの売上高は56億95百万円（前期比106.2%）となりました。

「ゆとりとくつろぎの60分」を店内で過ごしていただくため、高級感のある内装、落ち着いた雰囲気、接客サービスなど、ブランド化を推進してまいりました。スペシャルティコーヒーに限定した商品開発と新設した本社研修センターにおける基礎教育、職位に応じた従業員のトレーニングを実施することでサービス向上に繋げており、定着率向上によって労務環境改善にも大きく貢献しております。

2024年5月に椿屋珈琲吉祥寺茶寮、10月に椿屋珈琲焙煎所&カフェの2店舗を新規出店し、質、ブランド力の向上に尽力しております。

『ダッキーダックグループ』（期末店舗数19店舗 1店舗減）

ダッキーダックグループの売上高は25億9百万円（前期比105.3%）となりました。

旬の食材を使用したホームメイドケーキ、食事メニューとケーキのセットを主力商品としております。ケーキスタジオ併設店では、専属パティシエールが地域の子供たちと一緒にケーキをつくる「夢のパティシエ体験」や地産地消をテーマとした大学とのコラボレーション企画など、多くのお客様との交流も行っております。

『イタリアンダイニング ドナグループ』（期末店舗数23店舗 1店舗増）

イタリアンダイニング ドナグループの売上高は22億22百万円（前期比106.6%）となりました。

「本格イタリアンをカジュアルに楽しめる店」をコンセプトに、自社製にこだわった生麺、パスタソース、ドレッシングを使用し、大小パーティではご要望にあわせた特別メニュー、料理にあわせたお酒の提案など、付加価値の提供に努めております。

2025年4月、ビルの改装工事に伴い一時撤退しておりましたイタリアンダイニングDONA新宿紀伊國屋店を4年ぶりに再出店しております。

『こてがえし・ぱすたかんグループ』（期末店舗数12店舗 1店舗減）

こてがえし・ぱすたかんグループの売上高は13億58百万円（前期比97.6%）となりました。

日本のソウルフードである「もんじゃ焼き」「お好み焼き」はお客様のリピート率は高くないものの、訪日外国人や若年層の取り込みが進んでおります。体験価値を向上させる調理動画や多言語化に加え、テーブルオーダーシステム等のDX対応が完了し、人で行うべき調理・サービスの充実を進めるべくトレーニングを行っております。

『プロント』（期末店舗数4店舗 増減なし）

プロントの売上高は5億26百万円（前期比83.6%）となりました。

弊社がフランチャイジーとして運営するプロントでは、日中はカフェとしてコーヒー・トースト・マフィンやランチパスタを、夜間は一人からグループ客までお酒の需要回復にあわせて、「キッサカバ」として気軽にお酒を楽しめるシーンを提供しております。

【生産部門／EC事業／物販催事事業】

生産部門の売上高は2億98百万円（前期比104.3%）となりました。

パスタソース・ドレッシング、食パンや珈琲豆などはOEMの依頼を受け、外部販売も行っております。生産性向上策としてコンフェクショナリーの冷蔵・冷凍設備の改修を実施いたしました。

EC事業の売上高は1億46百万円（前期比87.7%）となりました。

自社サイト「椿屋オンラインショップ」では、ハレの日需要のギフト商品開発を中心に、お客様のニーズに合わせた対応を心掛け、新商品の開発や改良を実施しております。

物販催事事業の売上高は54百万円（前期比73.1%）となりました。

主に百貨店や駅ナカの催事スペースにて、ホームメイドケーキ販売を実施しております。

【サステナビリティの取組み】SDGs ゴール3.12.14

食品リサイクルの分野において取り組んでいる生麺端材の有効活用について、今期の総量は6.5トンとなりました。引き続き「横濱ビーフ」（株式会社小野ファーム様）の飼料として提供しており、あわせて廃棄物処理で発生するCO₂削減とコスト削減にもつながっております。

その他、売上の一部を小児がん治療のために寄付する社会貢献活動、環境に配慮した副資材の使用も全店で徹底し、工場で発生する廃油をSAF（持続可能な航空機用再利用燃料）として活用し、大気中のCO₂削減に貢献できるよう取り組みを継続しております。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**



東和フードサービス株式会社は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

(2) 対処すべき課題

① 食材価格の高騰と安定調達に向けた対応

2022年以降、国際情勢の不安定化や円安傾向の継続、物流コストの上昇などを背景に、食材価格の高騰が継続しています。特に主力として扱う珈琲豆、小麦粉、乳製品、卵といった基礎原材料は、国内外問わず価格変動が大きく、店舗運営の安定性を脅かす要因となっています。

当社では、これまで基幹システムに登録されていた食材原価・レシピデータがレガシー化しており、現場との乖離が原価管理精度の低下を招いていました。これに対応すべく、2024年度に全社的な基幹システムの刷新を実施し、各レシピ単位での理論原価を日々の発注単価ベースで更新・可視化する体制を構築しました。

また、メニュー設計においては高付加価値商品の開発に注力し、原価率の上昇を客単価の向上でカバーする戦略を展開しております。具体的には、戸塚カミサリーで製造するオリジナルのソースやドレッシングを活用した季節限定メニューや深川コンフェクショナリーで製造する高付加価値ケーキ、ダッキーダックグループのケーキスタジオで製造する季節限定スイーツが好評を博し、平均客単価は前年比103.8%を達成しております。メニューエンジニアリングの高度化により、お客様満足度を維持しながら利益率の向上を図っております。



今後もサプライヤーとのパートナーシップをさらに強化し、原材料の品質維持と価格安定化の両立を目指します。また、セントラルキッチンを持つ強みを活かし、調達ロットの最適化や、製造工程における歩留まり向上による実原価の低減に取り組んでいます。今後も需給予測と原材料の相場分析を連動させ、契約交渉や在庫戦略に反映させることにより、調達リスクの低減とコストの安定化を推進してまいります。

② 労働力不足への構造的対応

飲食業界における人手不足は慢性化しており、特に一都三県の都市部では競合業態との採用競争が激化しています。当社はこの問題を短期的対応に留めることなく、構造的かつ中長期的に解決すべく、2025年度より人事システムの全面リプレースを進めます。

新システムでは、本社の研修センターが社員・アルバイト双方のスキル評価、キャリア履歴を一元管理し、適切な人員配置と人材育成を支援します。業務量・業績評価の可視化と公正な評価・処遇をリンクさせることで、離職率の低下と定着率の向上を実現します。

また、アルバイトの人員体制に関しても、これまでの店舗単位のシフト管理を脱却し、全社横断での支援体制を構築しました。一都三県という出店エリアの集中を活かし、エリア内での応援勤務をスムーズに行えるよう新たなシフト管理システムを導入しました。繁閑差に応じた人材配置の最適化が実現し、急な欠員や需要変動にも柔軟に対応できる組織体制が整いつつあります。

さらに、教育・研修プログラムを体系化し、特に当社の強みである接客と珈琲に関する専門知識・技術の標準化と共有が進み、全店舗でのサービス品質の均一化が図られています。



働き方改革への対応としては、労働時間を前年比10%削減するとともに、有給休暇取得率を85%まで向上させました。また、育児・介護と仕事の両立支援制度を拡充し、多様な働き方を可能にする環境整備を進めております。

今後は、従業員エンゲージメント向上のための施策を展開してまいります。特に、従業員の声を経営に活かす双方向コミュニケーションの仕組みを強化し、働きがいのある職場づくりを推進いたします。

③ 消費行動の変化と付加価値の再訴求

コロナ禍以降、消費者の外出に対する価値観は大きく変容しています。利便性や価格重視の需要が増す一方で、体験価値やこだわりを求める層も拡大しており、二極化が進んでいます。当社が展開する椿屋珈琲グループは、後者のニーズに応えるポジションにありますが、価格に見合う価値を提供できなければ選ばれないリスクを抱えています。

このため当社では、商品開発において単なる味や見た目の追求に留まらず、素材の生産地・加工背景のストーリー化、季節ごとの体験演出、空間デザインの更新など、五感すべてで価値を伝える施策に取り組んでいます。また、全店舗でスタッフによる接客の均質化を図るため、接客教育プログラムとランクアップ制度を刷新。ブランド体験の強化と再訴求を通じて、価格に対する納得感を確立します。

④ 直営店舗の収益性と生産性の向上

一都三県を中心に展開する直営店舗モデルは、当社にとって高いブランドコントロールとサービス品質を確保できる利点がありますが、その反面、人件費・賃料・光熱費等の固定費比率が高く、経済変動に対する柔軟性が問われる経営形態でもあります。

このため当社では、直営店舗ごとのP/L管理に加え、業態別・エリア別の生産性指標（人時売上高、FL比率、坪効率など）を毎月可視化・分析する体制を強化。高収益店の運営モデルを横展開する「ベストプラクティス手法」を用い、現場のノウハウを全社で共有しています。

また、セントラルキッチンを活用し、店舗での調理工数の削減も推進中です。特にイタリアンダイニングDONA、こてがえし・ぱすたかんにおいては、下処理やソース調合の集中化により、店内作業の20～30%を削減し、スタッフ1人あたりの生産性向上を実現しています。さらに、収益性とブランド力を両立する新規店舗開発指針を策定し、今後の出店・退店戦略の高度化を図ります。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、4億75百万円（敷金および保証金を含む）であります。

その主なものは、当事業年度における椿屋珈琲焙煎所&カフェを含む3店舗の新規出店、及び改装1店舗であります。

これらの設備投資資金は、全て自己資金によって賄いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長 C E O	岸 野 誠 人	誠香インベストメント株式会社代表取締役社長 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長 東和産業株式会社代表取締役社長 株式会社クローバートーフ代表取締役社長
代 表 取 締 役 副 社 長	菅 野 政 彦	成果推進本部長
取 締 役	長谷川 研 二	管理本部長
取 締 役	上 村 達 也	成果推進本部部長
取締役（常勤監査等委員）	根 本 勇 也	
取 締 役 （監査等委員・社外・独立）	二 宮 類四郎	
取 締 役 （監査等委員・社外・独立）	興 石 正 博	

- (注) 1. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、取締役根本勇也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役二宮類四郎氏、興石正博氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。
3. 取締役二宮類四郎氏は金融機関での長年の業務経験から専門的な知識及び実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。
4. 取締役興石正博氏は長年に亘る経理業務の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。
5. 当社では、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は被保険者である対象者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(3) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (0名)	46,876千円 (一千万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	12,200千円 (6,550千円)
合 計 （うち社外役員）	7名 (2名)	59,076千円 (6,550千円)

(注) 1. 期末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）4名、監査等委員である取締役3名であります。

2. 株主総会の決議による役員報酬の総額は次のとおりであります。

取締役 月額 10,000千円以内、監査等委員である取締役 月額 3,000千円以内（2022年7月28日定時株主総会決議）

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）員数は3名、監査等委員である取締役は3名です。

3. 役員報酬等の内容の決定に関する事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

当社は取締役（監査等委員を除く）報酬につきましては、株主総会で決議された報酬の限度額の範囲内において、社外役員が過半数を占める指名報酬委員会での審議を経て取締役会にて決議しております。

(イ) 基本方針

指名報酬委員会での審議により、当社の取締役の報酬は金銭による固定報酬としており、生活基盤の安定を最小限保障することにより職務に専念させるとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本としております。業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給は現在ございません。

(ウ) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額または算定方法に関する方針およびその内容の概要

監査等委員である取締役の報酬は金銭による固定報酬としております。株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況、取締役報酬の内容および水準等を考慮し、監査等委員である取締役の協議により決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

取締役（監査等委員）二宮類四郎氏は、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に、監査等委員会7回のうち7回に出席しております。金融機関での長年の経験から、市場全体の状況を踏まえ客観的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においては当社システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬決定における監督機能を担っております。

取締役（監査等委員）輿石正博氏は、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に、また、監査等委員会7回のうち7回に出席しております。財務および会計等の長年の経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においては当社システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬決定における監督機能を担っております。

② 責任限定契約に関する事項

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により社外役員との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、当社が社外役員と締結している個別の責任限定契約はありません。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東光監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	15,260千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,260千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、過年度の監査計画・監査の遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の報酬見積りの相当性について比較検討した結果、「適正な監査の確保」の視点から、合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく訂正報告書に関する財務諸表等の監査報酬860千円を含んでおります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,271,607	流 動 負 債	1,282,114
現 金 及 び 預 金	4,358,423	買 掛 金	284,087
売 掛 金	223,018	リ ー ス 債 務 金	3,999
S C 預 け 金	311,302	未 払 金	535,644
商 品 及 び 製 品	53,128	未 払 賞 与	106,990
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	145,827	未 払 費 用	78,237
前 払 費 用	121,251	未 払 法 人 税 等	144,154
そ の 他	59,214	未 払 消 費 税 等	105,793
貸 倒 引 当 金	△559	契 約 負 債 金	6,322
固 定 資 産	3,897,909	前 受 り 金	135
有 形 固 定 資 産	1,668,039	預 り 金	10,618
建 物	820,130	前 受 収 益	3,105
構 築 物	86	ポ イ ン ト 引 当 金	3,024
機 械 及 び 装 置	63,824	固 定 負 債	715,505
工 具 、 器 具 及 び 備 品	242,069	リ ー ス 債 務 金	9,249
土 地	530,000	退 職 給 付 引 当 金	392,781
リ ー ス 資 産	11,928	資 産 除 去 債 務 金	292,489
無 形 固 定 資 産	45,483	長 期 預 り 金	1,500
ソ フ ト ウ ェ ア	35,539	長 期 預 り 敷 金	19,484
電 話 加 入 権	9,944	負 債 合 計	1,997,619
投 資 そ の 他 の 資 産	2,184,386	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	62,272	株 主 資 本	7,146,632
出 資 金	330	資 本 金	50,000
従業員に対する長期貸付金	285	資 本 剰 余 金	1,306,350
長 期 前 払 費 用	17,030	資 本 準 備 金	683,009
繰 延 税 金 資 産	304,010	そ の 他 資 本 剰 余 金	623,341
差 入 保 証 金	404,508	利 益 剰 余 金	5,891,018
敷 金	1,395,950	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,891,018
貸 倒 引 当 金	△0	別 途 積 立 金	4,280,000
資 産 合 計	9,169,516	繰 越 利 益 剰 余 金	1,611,018
		自 己 株 式	△100,735
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	25,264
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	25,264
		純 資 産 合 計	7,171,897
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,169,516

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年 5 月 1 日)
(至 2025年 4 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,812,967
売上原価	3,445,910
売上総利益	9,367,056
販売費及び一般管理費	8,304,343
営業利益	1,062,712
営業外収益	
受取利息	2,705
受取配当金	1,678
受取家賃	33,512
協賛金収入	4,647
助成金等収入	4,353
その他	5,620
営業外費用	
不動産賃貸原価	1,738
助成金返還	14,114
その他	356
経常利益	1,099,021
経常損失	
固定資産除却損	10,399
減損損失	26,609
その他	3,680
税引前当期純利益	1,058,331
法人税、住民税及び事業税	318,436
法人税等調整額	19,192
当期純利益	720,703

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

東和フードサービス株式会社

取締役会 御中

東光監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員	公認会計士	前 川 裕 之
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	中 矢 浩 司
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和フードサービス株式会社の2024年5月1日から2025年4月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月16日

東和フードサービス株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 根本 勇 也 ㊞
監査等委員 二宮 類 四 郎 ㊞
監査等委員 興 石 正 博 ㊞

(注) 監査等委員二宮類四郎、興石正博は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

会場

地下鉄銀座線

一外掘通以

SL 広場

ファミ
マート

ニュー新橋ビル

烏森口

柳通り

桜田公園

新橋交差点

地下鉄都営丸の内線

新橋駅

汐留シティセンター

ゆりかもめ

ロイヤルパーク ●
汐留タワー

TOWAJ'Sビル
(本社ビル)
8階 J'Sホール



本社ビル右側のエントランスよりエレベーターで
8階にお上がりください

交通のご案内

- JR新橋駅 烏森口改札より徒歩1分
- 地下鉄銀座線新橋駅より烏森口方面 徒歩3分
- 地下鉄都営浅草線新橋駅より 烏森口方面 徒歩5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を
読み取りください。

UD
FONT